



第13号



復興交付金事業計画を変更しました

布佐東部地区の復興事業を円滑かつ確実に実施していくため、平成二十五年度以降の事業計画を盛り込んだ復興交付金事業計画を作成し、第四回提出期限の十月十七日までに、復興庁に提出しました。現在、復興庁の承認を受けている事業計画は、平成二十四年度に実施する事業までとなっていることから、平成二十五年度以降に実施する事業の承認を受け、国の財政支援を受けることを目的としています。

変更した復興交付金事業計画の主な内容は、次の通りです。

◎小規模住宅地区改良事業

- ・改良住宅（市営住宅）の建設（連続住宅十二戸）
- ・都交差点から利根川堤防への歩行者専用道路の整備（延長八十メートル、幅員四メートル）

◎道路事業（千葉県実施分）

- ・県道千葉竜ヶ崎線（旧タカヨシ前交差点～都交差点間・延長二百四十メートル）の歩道整備（東側歩道を四メートルに拡幅）

※平成二十六年度に着手を予定している事業（都一號公園再整備）や内容が決まっていない事業（液状化対策事業等）については、次回以降、改めて変更します。

解体工事にご協力をお願いします

布佐東部地区で課題となっていました、被災家屋の解体工事に着手しました。

布佐東部地区では、地震により使用が困難となつた家屋が約五十棟あり、来年三月末を目標に解体工事を進めていきます。

工事の実施にあたっては、周辺環境への影響を最小限に留めるよう努めていますので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

なお、工事箇所周辺のお宅には、工事着手前に個別にご案内します。

◎工事の概要（その一）工事

- ・解体工事に着手できると思われる住宅三十四棟の解体工事を（その一）工事として、（株）板橋建設に発注しました。
- ・工事は、十一月初めから、三月末まで、順次行つてていきます。

※（その二）工事については、工事着手が可能になり次第、発注します。

◎建物を解体する方へのお願い

- ・建物に残っている家財やゴミは出来るだけ早く搬出してください。

水道、電気、ガス等の停止手続きは、事前に個人で行つてください。建物の解体に先立ち、委任状を頂きます。委任状は滅失登記にも使用しますので、印鑑証明書一通をご用意ください。

◎既に建物を解体された被災者に対する

- ・大規模半壊以上の被害を受けた方で、既に被災建物の解体を行われた方を対象に、個人でご負担いただいている解体費の助成を行います。
- ・対象となる方には、十一月以降、個別に通知しますので、必要な手続きをお願いします。

新たな支援制度のご案内

発行・問合せ先
我孫子市役所布佐東部地区復興対策室
(住所) 我孫子市都十一一(国道356号都交差点脇)
(電話) 04-7185-2462

筆界確定図の確認作業を行っています

布佐東部地区の内、都並びに都と同じ街区を形成している区域では、今年一月から三月にかけて震災で動いてしまった境界を確定するため、「境界再確定測量」を行いました。

対策室では、「境界再確定測量」で決定した境界点から「筆界確定図」を作成し、九月中旬から十一月末までの予定で、土地所有者の方に確認いただく作業を行っています。

これまで、皆さまのご理解とご協力を頂き、八割以上の土地の確認作業が完了しましたが、確認を頂いた土地については、今後、境界杭や境界標の設置を行い、登記事項の修正に向けた手続きを行つていただきます。

なお、今回、確定できなかつた土地については、未確定地として処理をさせていただきます。
本作業終了後は、未確定地の確定測量や更正登記等の費用は個人負担となりますので、ご了承願います。

被災者の会からのお知らせ

被災者の会『全体会』を開催します

今日は、三ヶ月に一度の定例全体会議が開催される月です。復興に向けての情報交換や意見交換を予定していますので、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

◎日時 十月二十七日(土曜日)

午後一時三十分～三時三十分

◎場所 近隣センターふさの風ホール
(問合せ) 07181-6211(藤川・篠崎)